

教育委員会会議 定例会

令和7年6月11日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 14 号 庁中処務細則の一部を改正する訓令
- 第 15 号 山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
- 第 16 号 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
- 第 17 号 「山梨ふるさと記憶遺産プロジェクト」に係るプロポーザル方式事業者選定審査委員会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

- (3) 令和7年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

3 その他報告

- (6) 令和6年度2学期末諸問題調査におけるいじめ認知について

議案第 14 号

庁中処務細則の一部を改正する訓令

提案理由

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、庁中処務細則について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	庁中処務細則の一部を改正する訓令
趣旨	フレックスタイム制の導入に当たり、勤務時間等の申告の手続について新たに定める必要がある。
内容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年3月、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部が改正され、職員の申告を考慮して、4週間を超えない範囲内で職員の勤務時間を割り振り、週休日のほかに週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とするフレックスタイム制を導入することとされた(同年7月1日施行)。 ○ 同条例において、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振りに当たっては職員の申告を経ることとしている。 ○ このため、フレックスタイム制に係る勤務時間等の申告の手続について新たに定める必要がある。 <p>2 訓令改正の内容</p> <p>フレックスタイム制に係る勤務時間等の申告をするための「勤務時間等申告簿兼割振り簿」の様式を新たに定める。</p>
施行期日	令和7年7月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

附
則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

庁中処務細則新旧対照表

新	旧
<p>第十二条から第四十三条まで 削除</p> <p>第四章 服務</p> <p>(勤務時間等の申告)</p> <p>第四十三条の二 庁員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿（第十六号様式の八）を提出しなければならない。</p> <p>第四十四条 略</p> <p>(有給休暇及び無給休暇)</p> <p>第四十六条 庁員は、勤務時間条例</p> <p>による有給休暇（年次有給休暇を除く。以下この項において同じ。）を得ようとするときは、有給休暇願簿（第十七号様式の二）により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならぬ。ただし、庁員は、あらかじめ有給休暇の願ひ出がでなかつた場合で教育長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても有給休暇を願ひ出ることができ。</p> <p>2 6 略</p>	<p>第十二条から第四十三条まで 削除</p> <p>第四章 服務</p> <p>第十二条から第四十三条まで 削除</p> <p>第四章 服務</p> <p>第四十四条 略</p> <p>(有給休暇及び無給休暇)</p> <p>第四十六条 庁員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）による有給休暇（年次有給休暇を除く。以下この項において同じ。）を得ようとするときは、有給休暇願簿（第十七号様式の二）により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならぬ。ただし、庁員は、あらかじめ有給休暇の願ひ出がでなかつた場合で教育長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても有給休暇を願ひ出ることができ。</p> <p>2 6 略</p>

議案第 15 号

山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、山梨県教育事務所処務規程について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
趣旨	フレックスタイム制の導入に当たり、所長及び次長の専決事項について改正し、また、勤務時間等の申告の手続について新たに定める必要がある。
内容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年3月、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部が改正され、職員の申告を考慮して、4週間を超えない範囲内で職員の勤務時間を割り振り、週休日のほかに週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とするフレックスタイム制を導入することとされた（同年7月1日施行）。 ○ 同条例において、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振りは任命権者が行うこととしているが、職員の申告を考慮しつつ所属毎の公務の運営に支障がないかを判断できる職員を決裁者とすることで能率的な事務の運営を図ることが可能となる。 ○ このため、専決事項について所要の改正を行う必要がある。 ○ また、フレックスタイム制に係る勤務時間等の申告の手続について新たに定める必要がある。 <p>2 訓令改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フレックスタイム制に係る勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振りについて、所長及び次長の専決事項の事務として定める。 ○ フレックスタイム制に係る勤務時間等の申告をするための「勤務時間等申告簿兼割振り簿」の様式を新たに定める。
施行期日	令和7年7月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

次 の よ う に 改 正 す る 。	山梨県教育事務所 処務規程（昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を	山梨県教育事務所 処務規程の一部を改正する訓令	教 育 長	山梨県教育委員会	令 和	年	月	日	山梨県教育事務所 処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	県 立 学 校	県 総 合 教 育 セ ン タ ー	県 立 図 書 館	教 育 事 務 所	庁 中 一 般	山梨県教育委員会訓令甲第 号
--	--	----------------------------	-------------	----------	--------	---	---	---	--------------------------------------	------------------	---	-----------------------	-----------------------	------------------	-------------------

山梨県教育事務所処務規程新旧対照表

新

旧

(所長の専決)

第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 略

二 所長、副所長、地域学力向上推進幹及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇(年次有給休暇を除く。次条において同じ。)、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替(半日勤務時間の割振り変更を含む。次条において同じ。)に関する事
 三〇九 略

(次長の専決)

第六条の二 次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 略

二 所員の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替に関する事(所長の専決事項を除く。)
 三〇五 略

第七条 略

(勤務時間等の申告)

(所長の専決)

第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 略

二 所長、副所長、地域学力向上推進幹及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇(年次有給休暇を除く。次条において同じ。)、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替(半日勤務時間の割振り変更を含む。次条において同じ。)に関する事
 三〇九 略

(次長の専決)

第六条の二 次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 略

二 所員の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替に関する事(所長の専決事項を除く。)
 三〇五 略

第七条 略

第三十一条の二 所員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第三條第三項に規定する申告をしようとするときは、勤務時間等申告簿兼割振り簿（第十五号様式の二）を提出しなければならない。

第三十二条 略

（有給休暇及び無給休暇）

第四十条 所員は、勤務時間条例

による有給休暇（年次有給休暇を除く。以下この項において同じ。）を得ようとするときは、有給休暇願簿（第二十号様式）により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。ただし、所員は、あらかじめ有給休暇の願ひ出ができなかった場合で所長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても有給休暇を願ひ出ることができる。

2
く
7
略

第三十二条 略

（有給休暇及び無給休暇）

第四十条 所員は、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する

条例（昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）による有給休暇（年次有給休暇を除く。以下この項において同じ。）を得ようとするときは、有給休暇願簿（第二十号様式）により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。ただし、所員は、あらかじめ有給休暇の願ひ出ができなかった場合で所長がその理由をやむを得ないものと認めるときには、事後においても有給休暇を願ひ出ることができる。

2
く
7
略

議案第 16 号

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

提案理由

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴い、職員の勤務時間に関する規程について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課

題名	職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
趣旨	フレックスタイム制の導入に当たり、職員の勤務時間及び休憩時間について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 訓令改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年3月、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部が改正され、職員の申告を考慮して、4週間を超えない範囲内で職員の勤務時間を割り振り、週休日のほかに週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とするフレックスタイム制を導入することとされた（同年7月1日施行）。 ○ このため、職員の勤務時間及び休憩時間について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 訓令改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フレックスタイム制により勤務時間を割り振る場合について、別に定めるところにより勤務時間を割り振るものとする。 ○ フレックスタイム制により割り振る勤務時間が6時間以下の場合について、休憩時間を置かないことを可能とする。
施行期日	令和7年7月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

を次のように改正する。	職員の勤務時間に関する規程（昭和三十二年山梨県教育委員会訓令甲第十号）の一部	職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	教育長	山梨県教育委員会	令和 年 月 日	職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	県立学校	県総合教育センター	県立図書館	教育事務所	庁中一般	山梨県教育委員会訓令甲第 号
-------------	--	-------------------------	-----	----------	-------------------	-----------------------------------	------	-----------	-------	-------	------	-------------------

附
則

この訓令は、令和七年七月一日から施行する。

職員の勤務時間に関する規程新旧対照表

新

旧

(勤務時間)

(勤務時間)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)第三条第二項本文の規定により割り振る山梨県教育庁及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関(学校を除く。)職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

2| 条例第三条第三項の規定により割り振る職員の勤務時間は、別に定めるところにより割り振るものとする。

第一条 山梨県教育庁及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関(学校を除く。)職員
の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(休憩時間)

(休憩時間)

第二条 略

第二条 略

2| 前項の規定にかかわらず、条例第三条第三項の規定により割り振る一日の勤務時間が六時間以下である日については、休憩時間を置かないことができる。

(早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

(早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第三条 条例

第三条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)第八条

第八条

の二第一項第一号から第五号までの規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、前二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前七時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

の二第一項第一号から第五号までの規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、前二条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する七時間四十五分を、午前七時以後の十五分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後十時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、正午から午後一時まで又は午後五時十五分から午後六時十五分までの一時間とする。

2
略

2
略

議案第 17 号

「山梨ふるさと記憶遺産プロジェクト」に係るプロポーザル方式事業者選定審査
委員会委員の委嘱・任命について

[資料別途配付]

(令和 7 年 6 月 1 1 日 定例教育委員会)

課 名

義 務 教 育 課

件名	令和 7 年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	<p>令和 7 年 4 月 9 日 定例教育委員会において、令和 7 年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する 4 つの事項を決定</p> <p>令和 7 年 4 月 2 2 日 第 1 回山梨県教科用図書選定審議会を開催（オンライン） 山梨県教育委員会から山梨県教科用図書選定審議会に諮問</p> <p>令和 7 年 5 月 2 0 日 第 2 回山梨県教科用図書選定審議会を開催（参集）</p> <p>令和 7 年 5 月 2 3 日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申</p> <p>※令和 7 年度採択替えの対象となる教科用図書は、以下のとおり。</p> <p>1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」</p>
内容	<p>○ 諮問事項と主な答申内容</p> <p>諮問第一項 令和 7 年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について</p> <p>1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、昨年度の採択基準を参考にして、内容 3 項目と形式 2 項目を設定した。 <p>諮問第二項 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について</p> <p>1 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第 9 条第 1 項の規定による図書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度を踏襲した調査員数、調査研究の内容、基本的な考え方を設定し、採択参考資料を作成した。 <p>諮問第三項 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について</p> <p>1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。 <p>2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定することを示した。 <p>3 採択の公正確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導の方法及び内容について、文書等による指導、説明会等による指導、訪問、面接等による指導を示した。また、情報公開について、採択事務の円滑な遂行及

び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。

諮問第四項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和8年度使用教科用図書の採択について

- ・県教育委員会は、学校ごとに校内調査委員会を設置し、県教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして採択を行うことを示した。

○ 今後の採択について

市町村教育委員会等の採択権者は、採択期限となる8月31日までに、この答申を参考に調査研究等を行い、特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択を行う。

なお、小・中学校用教科書については、令和7年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和6年度と同一の教科書を採択しなければならない。

その他報告 6

令和 6 年度 2 学期末諸問題調査におけるいじめ認知について

[資料別途配付]